

令和7年度シニア・スクールカウンセラー選考実施要項

令和7年2月
東京都教育委員会

令和7年度のシニア・スクールカウンセラー選考は、東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成27年東京都教育委員会規則第4号）及び東京都教育委員会会計年度任用職員設置要綱（令和元年12月12日31教総総第1780号）に基づき、この令和7年度シニア・スクールカウンセラー選考実施要項の定めるところにより実施します。

規則と設置要綱

1 職名

シニア・スクールカウンセラー（東京都教育委員会会計年度任用職員）

2 身分等

シニア・スクールカウンセラーは、地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員としての身分を有します。

3 職務内容

シニア・スクールカウンセラーは、勤務することを命じられた支援センターの学校経営支援室長又は学校経営支援担当課長の指揮監督の下に、次に掲げる職務を行います。

- (1) スクールカウンセラーが行う日常のカウンセリング業務等に関する助言
- (2) 重篤な事案の対応等で困難をきたしているスクールカウンセラーへの支援
- (3) 新規に配置されたスクールカウンセラーへの支援
- (4) 学校における教育相談体制の課題把握と改善策の提示
- (5) スクールカウンセラー同士が情報交換等を行う連絡会の企画・立案
- (6) その他都教育委員会及び支援センターが必要と認める事項に関すること

4 応募資格

シニア・スクールカウンセラーとしての役割を理解し、その職務を遂行する熱意のある者で、その職務を遂行する熱意のある者で、次に掲げる(1)～(5)のいずれかの要件及び(6)の要件を満たす者としします。

- (1) 公認心理師
- (2) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者で、令和7年4月1日現在で臨床心理士資格登録証明書の交付日以降、1年以上が経過する者
- (3) 精神科医
- (4) 児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学及び同法第97条に規定する大学院（以下「大学等」という。）における心理学系の学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）若しくは助教の職にある者又はそれらの職にあった者
- (5) スクールカウンセラーとして、学校において5年以上勤務した経験を有する者
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 東京都職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

5 任用予定者数

1 名

6 選考

（１）申込書等の提出

本要項に定める選考を受験しようとする者は、次の書類を定められた期日及び方法により提出してください。

ア 東京都教育委員会会計年度任用職員申込書

イ 資格を証する書類

（ア）本要項 4（１）に該当する者は、公認心理師登録証の写し（※１）

（イ）本要項 4（２）に該当する者は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会臨床心理士資格登録証明書の写し（※２）

（ウ）本要項 4（３）に該当する者は、医師免許証の写し（※３）

（エ）本要項 4（４）に該当する者は、勤務校（※４）の在職証明書（証明書発行日が令和 6 年 4 月 1 日以降のもの）

（オ）本要項 4（５）については、「東京都教育委員会会計年度任用職員申込書」の学歴・職歴欄に、学校における 5 年以上の勤務経験が分かるように明示すること。

ウ 返信用封筒 2 枚（※５）

（※１）「写し」の大きさは原寸大とする。

（※２）「写し」の大きさは原寸大とし、A 4 判の紙にコピーすること。

（※３）「写し」の大きさは A 4 判とする。

（※４）既に大学等を離職している者は、最終在職大学等を「勤務校」とする。

（※５）「返信用封筒」は長 3 サイズ（A 4 判が三つ折で入る大きさ）を使用し、表面に志願者の住所・氏名を記入して、110 円分の切手を貼付すること。転居を予定している場合、受験票、合否結果等を確実に受け取ることのできる住所を記入すること。「返信用封筒」が同封されていない場合や 110 円分の切手が貼付されていない場合には、受験票等を返送できないので、留意すること。

（２）申込書等の提出期日

申込書等の提出は以下の期間、郵送でのみ受付を行います。直接持参での申込書等の提出は受け付けません。

令和 7 年 2 月 3 日（月）から 2 月 10 日（月）まで（当日消印有効）

（３）受験票の送付

受験票は令和 7 年 2 月中旬に返信用封筒で送付します。

令和 7 年 2 月 17 日（月）時点で到着が確認できない場合には、以下の申込書送付先に御連絡ください。

（４）選考内容等

ア 選考内容

書類審査及び面接により選考を行います。

イ 面接選考日及び開始時刻

令和7年2月19日（水）又は令和7年2月20日（木）

受験票で指定されている時刻（※6）

（※6） 受験票で指定した時刻は変更できません。選考日当日、指定された時刻に不在の場合は、「欠席」として合否判定の対象外とします。

ウ 面接選考会場

受験票に記載されている会場にて実施します。

5 選考後の流れ

（1）選考結果

選考結果は、令和7年3月上旬（予定）に返信用封筒で本人宛て送付します。東京都教育委員会のホームページや都庁本庁舎での発表はありません。また、電話での合否照会には応じられません。

（2）任用予定者の任用予定者名簿への登載

東京都教育委員会が、選考基準に達したと判断した者を合格者とし、シニア・スクールカウンセラー任用予定者として「任用予定者名簿」に登載します。

「任用予定者名簿」の登載期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。

（3）配置先の決定

東京都教育委員会は、任用予定者の中から経験、勤務可能地域、通勤時間等を考慮して配置される東部、中部及び西部の学校経営支援センター及び支所（以下「支援センター」という。）を決定します。

（4）任用予定者名簿登載からの削除

次の事項に該当した場合には、東京都教育委員会が「任用予定者名簿」から削除します

ア 正当な理由がなく、支援センターでの勤務を辞退した場合

イ 応募資格を欠いていることが明らかとなった場合

ウ 心身の故障その他により、シニア・スクールカウンセラーとしての適性を欠くことが明らかとなった場合

（5）補充任用候補者の補充任用候補者名簿への登載

不合格者のうち、成績上位者は、補充任用候補者として名簿に登載します。

この場合、年度内に欠員が生じ、補充の必要のある場合にのみ当該名簿から任用するものであり、任用が保証されているものではありません。

また、任用された場合の期間は、任用された年度末日までとなります。

（6）補充任用候補者名簿登載からの削除

次の事項に該当した場合には補充任用候補者名簿から削除します

ア 正当な理由がなく、支援センターでの勤務を辞退した場合

イ 応募資格を欠いていることが明らかとなった場合

ウ 心身の故障その他により、シニア・スクールカウンセラーとしての適性を欠くことが明らかとなった場合

オ 「任用予定者名簿」の登載者本人から、書面により「任用予定者名簿」登載辞退の申出があった場合

カ 選考の過程で申告した事柄に虚偽の内容があることが発覚した場合

7 勤務条件

（1）配置先

東部、中部及び西部の学校経営支援センター及び支所のいずれかとします。

(2) 勤務時間

年間 132 日、1 日当たり 7 時間 45 分とします。

(3) 報酬等

ア 報酬

日額 45,700 円です。経験者加算などはありません。また、一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給します。

イ 通勤費

上記の報酬とは別に、規定に基づき通勤費を支給します（令和 6 年度実績：上限 2,600 円／日）。

(4) 休暇等

（有給）年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、夏季休暇、
母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、災害休暇

（無給）育児時間、生理休暇

※一定の要件に該当する場合

(5) 任用期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。

任期は、1 年以内とし、かつ、2 会計年度にわたらない。ただし、一定の要件を満たす場合、4 回を上限として、公募によらない再度任用が認められることがあります。

なお、期間を定めての任用であり、令和 8 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。

8 その他

(1) 東京都公立学校スクールカウンセラーとの併任はしないものとします。

(2) 任用予定者名簿登載者は、健康診断受診結果を必ず提出してください。

(3) 別日選考は行いません。

<申込書送付先>

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 15 階

東京都教育庁指導部指導企画課（生活指導担当）

シニア・スクールカウンセラー選考担当 宛て

電話番号 03-5320-6888（直通）

問合せ受付時間 平日 午前 9 時から午後 5 時まで